

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

横瀬町全域

四 作業期間

令和五年九月一日から令和六年三月二十五日まで